

令和 7 年度

第 17 期第 8 回海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 9 月 30 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和7年9月30日(火)午前10時から10時52分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 協議事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について
- 3 協議事項2 令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について
- 4 報告事項1 まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について
- 5 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
 - (2) 真珠関係漁場調査について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 淩井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 松田浩一 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

千田良仁 倉島 彰

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西学

行政

水産資源管理課
(資源管理班)
技師 田中翔稀
(漁業調整班)
課長補佐兼班長 西窪大輔
主任 稲葉駿

傍聴者

なし

計 19 名

○矢田会長

ただいまから第17期第8回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数15名中、倉島委員、千田委員が欠席で、13名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として濱口委員、松田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1-1ページをご覧下さい。

令和7年9月3日付け農林水第24-4161号で三重県知事から諮問書が提出されています。うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針を一部改正するため、三重県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稻葉主任）

まず諮問内容の説明に入る前に、うなぎ稚魚漁業の許可について簡単に説明します。うなぎ稚魚漁業は一般的にはしらす漁と言われています。令和4年度までは養殖用種苗の採捕を目的とした特別採捕許可として行われてきましたが、漁業法の改正に伴い全国的に令和5年度から知事許可漁業として行われています。今回はうなぎ稚魚漁業許可となってから3年目のシーズンとなる来年1月1日からの漁業許可方針の一部改正に係る内容についてお諮りします。1-1ページが諮問書、1-2ページに一部改正の内容と理由を記載しました。1-2ページをご覧ください。下の点線部内に諮問する理由と許可期間が1年である旨を記載しています。内容について説明します。

令和7年12月31日で許可期間が満了となるうなぎ稚魚漁業を引き続き営もうとするため、うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針を一部改正するものです。(1)制限措置の内容については、現行と変更はありません。(2)申請すべき期間を令和7年10月15日から同年11月14日と定めます。参考としまして、昨年度も10月15日から11月14日を申請時期としていました。今回の変更点はこの点のみです。

1-3ページをご覧ください。こちらが制限措置の内容となります。表にあるとおり、漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の数、漁業を営む者の資格のことを制限措置と言いますが、こちらについては昨年度と変更はありません。

1-5ページをご覧ください。2のところに申請すべき期間を示しており、10月15日

から 11 月 14 日までとしています。

1 - 6 ページ以降に参考として、現行の取扱方針の全文を添付しています。説明は以上となります。

よろしくお願ひいたします。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案 1 については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、協議事項 1 「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2 - 1 ページをご覧ください。

令和 7 年 8 月 12 日付け事務連絡により、東日本ブロック会議の当番県である三重海区漁業調整委員会事務局長から会議の審議事項に係る提案の照会がありました。2 - 3 ページの様式を使用して 9 月 19 日までに提出することになっていますが、三重海区の場合、本日が委員会の開催日となっていますので、この協議を経た後に提出します。

三重海区からの要望内容は二つです。一つ目の要望は、「太平洋クロマグロの資源管理について」です。2 - 4 ページをご覧ください。要望「太平洋クロマグロの資源管理について」、要望に至った経緯は、太平洋クロマグロの資源回復に伴い、三重県沿岸域においても大型魚及び小型魚の漁獲が増加しており、近年漁獲可能量の消化率は 9 割を超える状況が続いている。県では、漁獲可能量の超過を防ぐため、漁獲の積み上がり状況に応じて一日あたりの漁獲量を制限する等の措置を発動している。さらに漁獲が積み上がった場合には、定置網漁業では再放流の徹底、一本釣り漁業では操業の取り止め、中型まき網漁業では漁場の移動等の措置を発動している。

加えて、令和 7 年から三重県資源管理方針に基づいて、0 歳魚（2 kg 未満）のくろまぐろの積極的な放流にも取り組んでいる。

こうした中、中西部太平洋くろまぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）第21回年次会合において、太平洋クロマグロについて、令和6年7月の北小委員会が勧告した小型魚10%、大型魚50%の増枠等の措置が採択された。この結果、三重県の漁獲可能量は、小型魚及び大型魚ともに増加した。

しかしながら、①定置網漁業では海況により小型魚が大量に入網すること、②流し網漁業等の漁船漁業で小型魚の混獲が認められること、③県内のくろまぐろ承認者数が約800人おり一人あたりにすると僅かな漁獲しかできないこと、④養殖漁場から逃げだしたくろまぐろと思われる個体が定置網で漁獲され、漁獲可能量を圧迫する事例が認められていることから、依然として漁獲枠が必要な状況が続いている。

要望内容としては、WCPFC等の国際会議において、漁獲枠の増枠に向けて議論をリードして、引き続き強く働きかけること。国の留保枠については、これまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分を行うこと。

二つ目の要望は、「沿岸サンマ資源について」です。2-5ページをご覧ください。要望「沿岸サンマ資源について」、要望に至った経緯です。三重県沿岸のサンマは、県南部の熊野灘地域で漁獲されている。三重県のサンマ漁獲量は平成20年（2008年）にはおよそ3千トンあったが、平成25年（2013年）漁期以降は1千トンを下回り、令和元年（2019年）以降は1トン未満と極めて少ない状況となっており、漁業経営が成り立たない状態が続いている。これまで日本、韓国及びロシアのみがサンマを漁獲していたが、近年では台湾、中国及びバヌアツが公海で漁獲するようになった。加えてサンマの漁場が沖合化しており、外国漁船による公海での大量漁獲が懸念される。また、サンマの漁獲量について、ロシアや台湾の一部で公海／200カイリ水域が不明となっている。

こうした状況の中、令和7年（2025年）3月に開催された北太平洋漁業委員会（以下「NPFC」という。）第9回年次会合において、令和7年（2025年）におけるサンマの公海のTACを12万1,500トンとすること、沿岸国は排他的経済水域内の漁獲量を8.1万トン以内に抑えること等が合意された。引き続き、サンマ資源について、漁獲量の適切な制限等を通じた資源管理を推進する必要がある。

要望内容としては、NPFC等の国際会議において、科学的根拠に基づくサンマ漁獲可能量の適正な配分やNPFC決定事項にかかる各国の漁獲可能数量の監視強化について、引き続き議論をリードして漁獲量の適切な制限等を通じた資源管理を推進すること。

2-6ページをご覧ください。こちらは会議議題の提案になりますが、他海区への情報提供や質問、提案事項については特になしとしました。

なお、2-7ページから2-10ページまでは、令和7年度の要望内容と令和8年度の内容を載せています。下線分は変更箇所です。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

それでは、ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱田委員

他県ではくろまぐろの放流をどうやつとんのやろ。ニュースでみたら3kg未満のくろま

ぐろを放流しとる県もあるらしいんやけど。小型魚の放流は三重県もやってますよね。全国で取り組んだ方がくろまぐろの国際会議とかで効果あるんやないかと思って。

○水産資源管理課（田中技師）

水産庁は各都道府県に対して資源管理方針に2kg未満のくろまぐろ小型魚を自主的に放流する規定を記載するように呼びかけています。三重県、長崎県、千葉県では記載していますが、すべての県等ではありません。しかし、記載していない県等でも地元の取組の一環として2kg未満を放流しているという県がほとんどですので、取り組んでいない県等はむしろ少ないと思います。

○濱中委員

やっぱりくろまぐろの国際会議やったら、どの県が放流をやっとるじゃなくて、日本全体でやっとるという方が効果あるって思います。

○田邊会長職務代理者

僕らも色々聞くなかで三重県で採捕されるくろまぐろが小さいことが分かった。千葉県の小型魚は平均7kgから10kg、五島列島もやっぱり7kgから10kg、青森県周辺でも同じ、それが小型魚なんや。三重県っていうのは、その7kgから上ってまず獲れへんのやわ。なので、日本海や北方地域を三重県と一緒にされると困る。三重県は漁獲枠をよう使わへん。そういうとこもあるもんで、全国で取り組むってなるとちょっと難しいとこある。また放流魚の重さを3kgレベルで揃えるっていうのはまだ可能なんかなっていう気はする。ただ三重県は隻数も多い地域やもんで2kg以下っていうのは獲らん方がええなって思うけど。個体数はそうやけど、やっぱ目方やなこれは。個体数でいってくれば三重県の3本分位の目方になるやろ。三重県は大きい魚あまり釣れへん。

○濱中委員

全国的な取組をやってれば、国際会議でも主張できるわけやで。

○水産資源管理課（田中技師）

そうですね、わかりました。

○矢田会長

今度東日本ブロック会議のなかで、そういう話も三重海区で出たっていうて報告したらどうですか。

○事務局（中西主幹）

はい。

○松田委員

「沿岸サンマ資源について」一点いいですか。「要望に至った経緯」のところで「ロシアや台湾の一部で公海/200 カイリ水域が不明」と書いてあるんですけど、これはどういう意味なんですか。

○事務局（中西主幹）

ロシアや台湾の漁獲量の一部の報告において、公海もしくは 200 カイリ水域のどちらの海域で漁獲したのかが分からぬ事例が過去にありました。サンマの漁獲可能量は公海及び排他的経済水域でそれぞれ決まっていますので、各国の漁獲量を正確に把握することがとても重要です。また、サンマの漁場は沖合化していますので、正確な漁獲量が把握されないまま外国船に漁獲され続けると、排他的経済水域内での日本の漁獲がいずれ少なくなることが懸念されます。

○松田委員

わかりました。字面だけみていると、意味が通じにくいかなと思いました。

○事務局（中西主幹）

分かり易い表現に修正します。

○矢田会長

ほかに質問ありませんか。事務局から提案のありました事項について、東日本ブロック会議に提案することとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、事務局案を議題として提案することとします。

続きまして、協議事項2「令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

3-1ページをご覧ください。

令和7年9月8日付け和漁調第44号で和歌山海区漁業調整委員会会長から「令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について」出席依頼の通知がありました。開催日時は10月9日（木）13時30分からです。場所は和歌山県東牟婁振興局です。議題は、

「令和7年度さんま漁業について」になります。連合海区に出席していただく予定の委員は、矢田会長、小川委員、濱田委員、濱中委員になります。なお、千田委員におかれましては、所要のためご欠席となります。

3-2ページをご覧ください。こちらは「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会運営規

程」になります。本年度については運営規程の変更等は、三重海区も和歌山海区も特にございません。

3-3ページをご覧ください。「和歌山・三重両県さんま漁業協定書」になります。こちらの協定書も和歌山海区、三重海区共に協定内容の変更等は特にございません。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようですので、次に進みます。

報告事項1「まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。

漁業法第16条第5項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和7管理年度における「まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の変更報告」になります。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

4-2ページをご覧ください。今回の報告は、特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領第4の規定に基づき、令和7年9月12日付で国からまいわし太平洋系群（以下、「まいわし」と言う。）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の配分量の融通がありましたので、その内容について報告します。

4-9ページをご覧ください。実施要領を添付しましたので、後程ご覧ください。

4-2ページにお戻りください。まいわしの管理年度は1月から12月までです。令和7管理年度の三重県の当初配分は10,900トンでした。漁業種類別では「三重県まいわし中型まき網漁業」が5,330トン、「三重県まいわし機船船びき網漁業」が3,390トン、「三重県まいわしその他漁業」が現行水準で配分されていました。

4-4ページの「県配分枠及び水揚数量の推移」をご覧ください。紫色の折れ線グラフは三重県の配分量、棒グラフが三重県の漁獲実績です。令和4年から令和6年までの間、三重県の漁獲量が著しく減少したため、これに伴い漁獲可能量の配分量も減少しました。

同ページの「月毎における水揚数量の推移（9月9日時点）」をご覧ください。令和7年のまいわしの漁獲量はオレンジ色の折れ線グラフになります。令和7年1月から7月中旬までは、直近3か年と同様の推移をしていましたが、7月下旬以降、急激な漁獲量の積み上がりが発生し、8月31日時点の漁獲量は過去5か年のなかで最も積み上がりました。

4-8ページの表「8月末時点での各漁業種類別配分」をご覧ください。県全体の漁獲可能量の消化率は61.9%まで達しました。そのうち機船船びき網漁業の消化率は90.6%でした。このような状況から県は関係漁業協同組合と相談し、県留保枠から1,933トンを機船船びき網漁業と中型まき網漁業にそれぞれ県全体の消化率と同じになるように配分しました。その後、さらに漁獲が積み上がり、4-8ページの表「国留保枠からの追加配分後」のとおり、9月9日時点での県全体の漁獲可能量の消化率は76.9%まで達しました。

4-5ページをご覧ください。本県においてまいわしの突発的な加入等が確認されたことから、その対応として予め関係者間で合意したルールいわゆる75%ルールに則り、令和7年9月9日付けで国に留保枠からの融通を要望しました。

4-6ページをご覧ください。三重県は75%ルールに則り6,000トンを要望しましたが、国からの追加配分は5,500トンになった旨の通知がありました。

4-7ページをご覧ください。国からの追加配分5,500トンは、三重県資源管理方針に則り次のとおり配分しました。まず直近3か年の平均漁獲量から漁獲割合を求めます。次に5,500トンのうちの2割を県の留保枠として取り分け、残った漁獲可能数量を中型まき網漁業と機船船びき網漁業のそれぞれの漁獲割合をもとに配分しました。

4-8ページの表「県留保枠からの追加配分後」をご覧ください。県全体の現在の漁獲可能量は16,400トン、中型まき網漁業では8,000トン、機船船びき網漁業では5,100トン、その他漁業及び県留保枠は3,300トンになりました。しかし、この配分案では機船船びき網漁業の消化率は85.9%と依然高いままであったことから、事前に関係漁業協同組合と相談していたとおり県の留保枠から2,300トンを中型まき網漁業と機船船びき網漁業にそれぞれ配分しました。その結果、中型まき網漁業は8,100トン、機船船びき網漁業は7,300トン、その他漁業及び県の留保枠は1,000トンの配分となりました。

4-2ページのポイント7及びポイント8をご覧ください。今回の追加配分の融通に加えて、今後、さらにまいわしの漁獲量の積み上がりが継続し、再度本県の漁獲可能量の消化率が75%を超えた場合は、水産庁に対してさらなる追加配分の要望が可能になります。また、今後、急な漁獲量の積み上がりにより、漁獲可能量の変更が生じた場合において、海区漁業調整委員会への諮問が間に合わなくなります。このため、令和7年12月31日までの期間で、漁獲可能量を変更する必要が生じた場合、関係漁業協同組合が同意した場合に限り、漁獲可能量を変更し、直近の海区漁業調整委員会にて報告します。

水産資源管理課からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見ありませんか。

私から意見よろしいですか。まいわし獲つる立場から言うと、一番漁獲が悪くなった時の3年間のデータでTACが計算されたもんで、漁業者は本当に困ってるんやね。このTAC枠でいくとひと月で行けやんようになる。本当は12月末まで行きたいんやけど、これ毎日

毎日まいわし獲りようと、恐らく10月末位で終わるとちゃうかな。そんなんで漁業者はどう思うかっていうところを海区委員会に言うんじゃなしに、ばっち組合や船びき組合へ伝えたって欲しいんさな。せやないと海区委員会へ言うてきて、「はい承諾しました」っていう話ではないと思うんさ。漁業者は何かおったら獲るって考えでおんで。どう抑えるかっていうのはばっち組合や船びき組合に伝えていかんと。

○水産資源管理課（田中技師）

これまで三重県ばっち網漁業協同組合には情報共有をしています。水産資源管理課からまいわしを獲り控えるよう言わなくとも、せめて単価が高い状態で売れるように努力して欲しいことは伝えたいと思います。

○矢田会長

今単価が安いので、操業時間を延ばしてお金を稼ごうとして行っとるのやけど、そういう状態やなしに、休みを多くとて操業時間を短くするとかは調整できるんさな。せやけどお金にならん、余計に操業時間を延ばしますやろ。12月まで行こうと思ったら休みを多くするとか、そういうことを考えてもらわんと。県から伝えてもらうと一番いいんやけどね。

○水産資源管理課（田中技師）

わかりました。

○木下委員

国からの追加配分がいっぱいになってきた時にさらに追加配分を要望しても簡単にとおるような状況なんか。

○水産資源管理課（田中技師）

要望は可能ですが、三重県だけではなく他県でもまいわしが獲れているので、水産庁からは追加配分が5,500トンよりもっと少なくなるかもしれない、追加配分を渡すのに時間がかかるかもしれないと言われています。こうした状況のため、現在のまいわしを出来るだけ有効活用して欲しいと考えています。

○木下委員

今まで3年もまいわしの漁がなくてさ。今やっと漁が出てきた時にこのTACにかかったらあかんって。もったいないなって思う。

○濱口委員

どこでももったいないけどさ。TACはしゃあないやんかさ。さっき矢田会長が言うたように事前に漁業者に伝えれば、ばっち組合なり船びき組合なりに伝えれば調整するんやって。漁業者がこういう数字を知らんと、獲れ獲れじゃなしに、TACがあるんやで、年内獲りたかったら調整せいよっていうこと。今、鳥羽磯部漁協の船びき船団はばっち行くか、い

わし獲りに行くか、しらす行くか半々なんさ。そういう数字を知つとればしらすに行けばいいんやって。この期間獲れとおれば量少なくてもしらす行っておいて、調整しながら金になるって分かったらいわし出たらいいし、自分らの調整をやってもらわんとあかんわな。知らんと獲れ獲れやと自分らの首しめるだけや。もったいない。

○矢田会長

濱口委員が言われたのも漁業者が実際このTAC 枠を知らんのね。枠を知らんのに、おれば獲ればいいっていう考え方でおるで。TAC にはまつとることも知らへん。それで、県、各単協の組合長は知つとるかもしれんけど、獲つとる漁業者本人は知らん。せやでおりや獲りやいいって考えやで、それを県がばっち組合に行ってもっと詳しい説明したらんとだめやに。

○濱口委員

漁業者に数字をちゃんと知らせな。

○田邊会長職務代理者

これからTAC 魚種も増えてくと思うんさな。現在とらふぐもそうやし、くろまぐろもそうやし、次いでかたくちいわしも入った。各魚種でくろまぐろみたいにある程度の漁業者も交えた漁獲枠の振り分けというものを明確に伝えるということが良いと思う。伊勢湾はこういう獲り方にしよ、まき網はこういう獲り方にしよ、値段が安いから今はやめとことか、自分でその漁獲枠の範囲内でどれだけでもお金にするような獲り方を考えるんさ。それがないと、まだ漁獲枠があるから好きなだけ獲ろって言ったら安い時だけに獲るに決まつとんでさ。ほんで追加配分くれって。そんな使い方やったらもったいないと思うんで。TAC の追加配分って国もこれ以上あかんて頑なに拒むと思うんさな。そのなかで経費を少なくして魚価上げて獲るかっていうのは漁業者の問題やもんでさ。その枠を漁業者に教えたらんと、漁業者は獲り方が分からんでさ。どれだけ後残つるとか。そこ大事なんかなって。

○濱口委員

数字さえ把握しておればさ、単価が安なってきた時なんかは漁協から漁を休めて言える。

○田邊会長職務代理者

ようけ獲れた時なんて絶対安いもんでさ。その時は簡単に獲れるもんで行くんさな。でも値段の良い時のちょっとの量と、値段の悪い時の船いっぱいの量と同じなんさな。それはもったいないやんかっていうことなんさな。

○水産資源管理課（田中技師）

わかりました。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から獲つとる人、ばっち組合、船びき組合に伝えたってください。これからかたくちいわしが TAC にのるんですやろ。今かたくちいわしを獲らんとまいわしを獲つとると枠が下がるんさな。去年まではかたくちいわしの漁があつて、現在はかたくちいわしの漁がない。すると 3 年後に TAC にのるとなると、かたくちいわしも悪循環になって枠が少なくされる。海や回遊魚のことをもう少し考えて欲しいんやけどね。

○田邊会長職務代理者

矢田会長が言うように、TAC の枠組みする時にその少なかつた 3 年間を基本で考えられると漁業者が獲るに獲れへんようになっていくもんでき。良い年も一年か二年くらい入れてくれやんと。

○水産資源管理課（田中技師）

まいわしの漁獲枠については、今の制度だと融通が利かないって言うのは三重県だけではなく他県も言っています。今後、ルールはさらに融通が利くようになりそうですが、今年度はこのルールのままなので、漁業者には効率的に獲ってもらえるような呼びかけを県からしようと思っています。

○濱田委員

データの取り方もやな。損な時のデータになっている。

○矢田会長

一部漁業者やと過去 20 年のデータを取ってくれっていう人もおるね。

○田邊会長職務代理者

黒潮の大蛇行で西日本におった魚が東日本に移動しとるっていうような現象もあるもん。黒潮大蛇行が収まった、また黒潮大蛇行が始まったって時に、あつちは魚が少ないので枠ばつかあつてさ、こっちは魚がいっぱいおっても枠が少ないと現象になるかもしれません。やっぱり臨機応変な考え方でやって欲しい。

○矢田会長

色々な意見を言ってもらいましたので、水産資源管理課は頑張ってください。

○水産資源管理課（田中技師）

はい。

○矢田会長

続きまして、その他事項 1 「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料5になりますが、追加で配布した出席者名簿をご覧ください。出席者は水産庁から、東日本関係都道県である北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京都、神奈川、静岡、愛知、三重海区になります。会議への出席者は55名、情報交換会への出席者は49名、視察への出席者は35名となっています。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

続きまして、その他事項2「真珠関係漁場調査について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

6-1ページをご覧ください。令和7年度真珠関係漁場調査の実施要領になります。実施日は9月25日（木）、26日（金）、29日（月）にすべて予定どおり行うことができました。また、三重県真珠養殖適正化対策協議会から貼付率などの結果について後日通知がありますので海区委員会で報告します。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

それでは次に進みます。

その他事項（3）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、10月28日（火）11時からの開催をご提案いたします。場所は、三重海区漁業調整委員会委員室になります。次回の委員会の議案としましては、うみがめ等の採捕に関する委員会指示、くろまぐろ養殖業に関する委員会指示、漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正についてになります。報告事項としましては、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果を行う予定です。

○矢田会長

皆さん、よろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

それでは次回の委員会は、10月28日（火）11時からの開催でよろしくお願いします。

ありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会します。